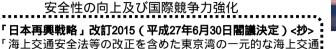
海上交通安全法等の一部を改正する法律

(平成28年5月18日 公布)

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講ずる。

背景·必要性

- ・津波等の非常災害発生の高い蓋然性 海上交通の機能の維持
- ・湾内における船舶交通の混雑発生



管制を構築し東京湾の混雑を緩和 」





【衝突海難(災害時)】

京浜港

新・海上交通センター

横須賀港

(現在の

海上交通センター

中ノ瀬航路

観音埼

浦智水道航路

【船舶交通の混雑状況(平時)】

通常時に東京湾内で

うち、外国船舶 :約2割

:現行の情報聴取義務海域

: 改正後の情報聴取義務海域(非常災害時のみ)

想定される船舶数

情報聴取義務海域の拡大

千葉港

改正案の概要

【海交法第2条第4項】

【港則法第3条第3項】

(1)湾内における一体的な海上交通管制を行う海域(指定海域・指定港)に係る改正

非常災害時における海上交通の機能の維持

非常災害時の湾内の混乱を防止し、船舶を適切な海域に誘導するために必要な措置を「海上交通センター」で一体的に行うため、以下の特例を措置 清内の海上交通管制を行海上保安庁の事務所、東京湾海上交通センケーについては平成30年1月に観音場から横浜に移転し体制を充実強化、

船舶に対する移動命令等の制度の創設

交通障害の発生等に関する情報の聴取義務

海域を湾内全域に拡大

【海交法第34条·港則法第45条】

入湾時における船名等の通報制度の創設

【海交法第32



- ・津波等による船舶事故の未然防止
- ・円滑な海上交通の機能の維持

平時における安全性の向上及び国際競争力強化

湾内の海上交通管制を海上交通センターに 統合し、一体的な管制を実施するため、以下 の特例を措置

海上交通安全法と港則法に基づき、海上 交通センターと港長に対して別々に行って いる事前通報を海上交通センターに一本化 し、手続を簡素化

【港則法第38条第3項】

港内の航路を航行しようとする船舶に対する入航時刻等の指示制度の創設 ――

【港則法第38条第4項】



- 民間船舶の事務負担の軽減
- ・船舶交通の混雑緩和



(2)その他船舶交通の安全性の向上に係る改正

航路標識の設置に係る許可基準の明確化[航路標識法第4条第1項]

海上保安庁以外の者が行う航路標識の設置に係る届出制の導入「航路標識法第13条」

海上交通安全法等の改正に伴う関係政省令の一部改正について

一元的な海上交通管制の構築関係部分、公布から2年以内施行

1.主な改正内容

(1)政令

指定海域の設定

東京湾を指定

指定港の設定

東京湾内の全ての港(5港)を指定 館山港、<u>木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港</u>

(2)省令

非常災害時に指定海域等において長官が提供する情報の内容等

情報提供を実施する事項として、以下のものを規定

- ・ 津波等の非常災害の発生状況に関する情報
- ・船舶交通の制限の実施に関する情報 等

指定海域に入域する時の通報事項等

指定海域に入域する時を入域通報を行う時期として規定 通報事項として、以下のものを規定

- ・船名
- ・ 船舶の位置 等

(AISを正常に作動させている船舶は通報を要しない)

港内の航路の航行に係る指示の内容等

京浜港や千葉港など、航路入航時刻等の指示を実施する港を規定 指示内容として、以下のものを規定

- ・ 航路を航行する予定時刻の変更
- ・ 進路を警戒する船舶の配備 等

権限の委任及び所掌事務の変更等

海上保安庁長官の権限を管区海上保安本部長等に委任 海上交通センターの所掌事務に新たな権限を付与

東京湾の一元的な海上交通管制の構築に伴う所要の改正

平時において情報の提供を行う海域として、京浜港や千葉港の航路等 を追加する。

2. 公布、施行日

公 布:平成29年10月25日(政令・省令)施 行:平成30年 1月31日(政令・省令)